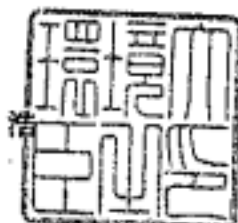




諮問第39号
環政経第114号
平成14年4月12日

中央環境審議会会長
森 眞 昭 夫 殿

環 境 大 臣
大 木



環境保全活動の活性化方策について(諮問)

標記について、環境基本法(平成5年法律第91号)第41条第2項第2号の規定に基づき、次のとおり諮問する。

「国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国など各主体間の対話や協働の促進を通じて、各主体相互の協力と連携を図りながら、各主体の自主的積極的な環境保全活動を活性化させるための方策について、貴審議会の意見を求める。」

(諮問理由)

我が国は、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、自然との共生など多様な環境政策課題に直面している。これらの課題は、現在の社会経済の構造や国民一人一人の生活のあり方に根ざしている。その解決のためには、行政のみならず、国民、事業者、民間団体等の社会のあらゆる主体が協力し合いながら自主的積極的に様々な環境保全活動に取り組むことが必要であり、環境基本法第25条(環境の保全に関する教育、学習等)、第26条(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)及び第27条(情報の提供)に位置づけられた施策を具体化することが求められる。

このため、国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国など各主体間の対話や協働の促進を通じて、各主体相互の協力と連携を図りながら、各主体の自主的積極的な環境保全活動を活性化させるための方策について、貴審議会の意見を求める。